

第4章 計画の推進にあたって

1. 情報公開の推進

広報誌を情報公開と行政の説明責任を果たす大切な媒体として、読みやすさ、わかりやすさに努めて編集するとともに、ホームページや防災行政無線の有効活用に努めます。

また、町民の意見・要望を的確に把握し町政に反映するため、広聴活動を充実します。

2. 協働のまちづくり推進

町民の意向が反映された計画策定や施策・事業推進はもとより、町民の力を結集したまちづくりを進めるための仕組づくりを推進します。

また、町民、各地区、町内会、各種産業団体、教育・福祉等団体、まちづくりグループはもとより、各種企業や研究機関、関係機関・団体等との連携・協働に取り組めます。

3. 効率的・効果的な行政運営

職員研修の継続実施等により、職員の意識変革と政策形成能力の向上を図るとともに、組織・機構の再編、定員管理・給与の適正化を進め、地域主権型社会にふさわしい行政組織体制の確立に努めます。

また、めまぐるしく進むIT化社会に対応した電子自治体化^{*}、民間委託、公共施設の公設民営化^{*}など事務事業を見直し、簡素で効率的・効果的な行政運営を進めます。

4. 計画的な財政運営の推進

自主財源である町税について、公平・平等な税負担の観点から北海道と共同により滞納者の分析・財産調査、さらには滞納処分等を実施し徴収体制の強化を図ります。

一方で、町有財産の有効活用、風力発電売電益やふるさと応援寄附金など自主財源の創出、有利な地方債活用などにより財政基盤を強化するとともに、効率的な財源運用により歳出を抑制しながら持続可能な財政運営に努めます。

あわせて、国と北海道に対して地方行財政制度の改善について要請します。

5. 計画の確実な実施

実施計画を作成し毎年度見直すとともに、町民の意向や社会情勢の把握に努めながら総合計画の確実な推進に努めます。